

2024年7月23日

株 主 各 位

千葉県美浜区浜田二丁目39番地

株式会社 銚子丸
代表取締役社長 石田 満

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.choushimaru.co.jp/ir/library5.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「銚子丸」又は「コード」に当社証券コード「3075」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

本総会の模様はご自宅等からでもご覧いただけるようにオンライン配信をさせていただきます。詳細につきましては、5ページの「定時株主総会のオンライン配信のご案内」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、郵送（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年8月7日（水曜日）午後6時までに行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年8月8日（木曜日）午前10時（午前9時受付開始）
2. 場 所 千葉県千葉市美浜区ひび野二丁目120番3
ホテルニューオータニ幕張 2階「鶴 西の間」
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第47期（2023年5月16日から2024年5月15日まで）事業報告及び
計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。
- ◎ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ 会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにはアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ②計算書類の「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

【株主様へのお願い】

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を前ページ記載のインターネット上の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2024年8月7日（水曜日）午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使してください。ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・ 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・ スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

<定時株主総会のオンライン配信のご案内>

当社は、株主総会へご出席できない株主様の不利益を少しでも減少させるために、2024年8月8日（木）午前10時より開催の第47回定時株主総会において、ウェブ配信システム「Zoom」のウェビナー機能を利用したオンライン配信を行います。ご希望の株主様は以下に従って事前に申込みを行うことで、インターネット中継で株主総会を視聴できますのでご利用ください。

1. オンライン株主総会視聴に必要な事項及びスケジュール

手順	必要事項	申込期限等
1.	事前申込	2024年8月6日（火）午後3時まで
2.	Zoomウェビナー登録	2024年8月7日（水）午後3時まで
3.	オンライン株主総会の視聴	2024年8月8日（木）午前9時30分視聴可能 2024年8月8日（木）午前10時開会

2. オンライン株主総会視聴に必要な機器等

ご視聴には次の環境・機器が必要となります。

- ・インターネット回線
- ・Zoomにアクセス可能なPC、スマートフォン等
- ・Zoomミーティング用ZoomクライアントまたはZoomモバイルアプリのダウンロード

(注) 必ず事前にZoomクライアントまたはアプリのダウンロードをお願い申し上げます。

3. 申込方法

【手順1】事前申込（2024年8月6日（火）午後3時まで）

Zoomビデオウェビナーを使用して配信いたしますので、視聴を希望される株主様は、以下の手順により事前申込をしてください。

- (1) ミーティング用ZoomクライアントまたはZoomモバイルアプリのダウンロード (https://zoom.us/download#client_4meeting)



- (2) 下記の事務局宛メールアドレスに必要事項を記載して、事前申込メールを送信してください。

事務局宛メールアドレス：ir-zoom@choushimaru.co.jp

【件名】オンライン株主総会事前申込 株主番号(○○○○○○○○○)

【本文】①株主番号 ②株主氏名 ③メールアドレス

※確認のため、本文にも株主番号のご記載をお願い申し上げます。

- (3) 事務局にて事前申込メール本文①、②によりご本人確認後、③のメールアドレス宛に、ウェビナー登録のご案内のメールを送信します。

- (注) 1. 株主番号は、議決権行使書に記載されています（8桁半角数字）。
2. 事前申込メールに必要事項について記載が無い場合は、株主様の本人確認ができませんので、事前申込をお受けすることができません。
3. ご利用のプロバイダーまたは携帯電話会社のセキュリティ等の設定により、当社から送信したメールが、株主様のメールアドレス側にてブロックされ、株主様がメールを受信できない可能性がございます。この事象につきましては当社側で対応ができませんので、受信されるメールアドレス側にて、ドメイン「choushimaru.co.jp」からのメールの受信を有効とするように設定変更をお願い申し上げます。設定変更方法については、お使いのメールソフト、プロバイダー等のマニュアルをご確認ください。
4. オンライン配信では、株主総会での事前のご質問・ご意見等は受付しておりません。

【手順2】Zoomウェビナー登録（2024年8月7日（水）午後3時まで）

事務局（ir-zoom@choushimaru.co.jp）が株主様のメールアドレス宛にウェビナー登録のご案内メールを送付しますので、当該メールに記載されたURLからウェビナー登録をお願い申し上げます。

- (1) ウェビナー登録URLにアクセス（ウェビナー登録のご案内メールに記載）
(2) 【手順1】(2)のメール本文に記載した以下の項目を入力して登録を完了
【名】欄：株主番号を入力
【姓】欄：株主氏名を入力
【メールアドレス】欄：メールアドレスを入力
(3) 事務局にてウェビナー登録の確認が取れ次第、オンライン株主総会視聴に必要な情報（当日のアクセスURL、パスワード等）のメールが送信されます。

- (注) 1. ウェビナー登録の申込をいただいても株主様のご本人確認ができず承認されなかった場合には、承認されなかった旨の通知メールが届きます。
2. ウェビナー登録URLは株主様専用となりますので、第三者等への共有はご遠慮ください。同一の株主番号・株主氏名による重複参加は認められませんのでご注意ください。

【手順3】オンライン株主総会の視聴

- (1) 当日のオンライン株主総会の視聴につきましては、午前9時30分から可能となります。視聴開始後から株主総会開始（午前10時）までは「ホストが本ウェビナーを開始するまでお待ちください」と表示されて待機状態となりますので、株主総会開始までそのままお待ちください。
(2) オンライン株主総会を視聴される株主様は、カメラ機能がOFFでの参加となりますので、株主様の画像がオンライン株主総会に映し出されることはありません。
(3) オンライン視聴いただいている株主様からの質疑応答には対応しておりません。
(4) オンライン株主総会は、株主様限定（非公開）での視聴となっておりますので、録画等をご遠慮ください。なお、視聴される株主様は、Zoomビデオウェビナーの録画機能により、オンライン株主総会の録画をすることはできません。

4. 注意事項及びご了承事項について

オンライン株主総会を視聴される株主様におかれましては、以下の点をご了承ください。

- (1) オンライン株主総会は、株主様に対してリアル株主総会への来場に替えて、追加的な手段をご提供するものです。議決権の行使につきましては、既にお送りしております議決権行使書に議案の賛否を記入してご郵送いただくか、インターネットにより議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。
- (2) Zoomアカウントの取得方法、Zoomアプリのインストール方法、Zoomへの接続方法、Zoomの機能等に関するお問い合わせはお受けできませんので、ご了承ください。
- (3) 通信環境の影響や大量アクセスにより、オンライン株主総会につながりにくくなる、インターネット中継の映像が乱れる等、通信障害や通信遅延が発生する可能性があります。このような通信障害により株主様に生じた不利益に関しては、一切責任を負いかねます。
- (4) オンライン株主総会当日において株主様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良、遅延、音声が届かない等のトラブルにつきましてもサポートはいたしませんので予めご了承ください。また、それに伴い不利益等が生じた場合でも弊社では一切責任を負いかねます。
- (5) インターネットのご利用に関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- (6) 不測の事態が生じた場合には、当社として適切な措置を講じる可能性がございます。

5. 本件に関するお問い合わせ先

お問い合わせは、事務局（ir-zoom@choushimaru.co.jp）までお願い申し上げます。当社では、お電話でのお問い合わせはお受けできませんので、ご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要施策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

前期（第46期）は、コロナ危機からの業績回復を背景として、特別配当を6円とし、普通配当6円との合計で12円の期末配当といたしました。

第47期につきましては、期初よりコロナの呪縛から解放される中で、前期を上回る業績となったことから、普通配当12円の期末配当といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円

総額は164,683,044円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年8月9日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ①当社の事業年度は、毎年5月16日から翌年5月15日までとしておりますが、経営及び事業運営の効率化、業績管理の厳密化を進めるとともに、より適時・適正な経営情報の開示を図るため、毎年3月1日から翌年2月末日までに変更いたしたいと存じます。
- ②その他、法令の表現に合わせた文言の整備、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 (基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年5月15日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第7章 株式 (事業年度)</p> <p>第41条 当社の事業年度は、毎年5月16日から翌年5月15日までとする。</p>	<p>第2章 株式 (基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第7章 株式 (事業年度)</p> <p>第41条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(期末配当金)</p> <p>第 42 条 当社は、株主総会の決議によって、<u>毎年5月15日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年11月15日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第 42 条 当社は、株主総会の決議によって、<u>毎年2月末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年8月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>
<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第41回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第41回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第41回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第41回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</p> <p>3 <u>本条の附則は、第52期の事業年度経過をもって削除する。</u></p>

現行定款	変更案
<新設>	<u>(第48期事業年度)</u> 第41条の規定にかかわらず、第48期の事業年度は、2024年5月16日から2025年2月末日とする。
<新設>	<u>(第48期の中間配当の基準日)</u> 第43条の規定にかかわらず、第48期の中間配当の基準日は、2024年11月15日とする。
<新設>	<u>(附則の有効期限)</u> 本条及び前2条の附則は、第48期の事業年度経過をもって削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社の取締役会長であった堀地ヒロ子は、令和6年5月22日逝去により退任しております。つきましては、堀地ヒロ子を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会から、相当であり、特段の指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名	属性等	現在の当社における 地位・担当	取締役会への 出席状況	取締役 在任年数
1	いしだ みつる 石田 満 [男性 68歳]	再任	代表取締役社長	100% 14回/14回	10年
2	ほりち はじめ 堀地 元 [男性 55歳]	再任	常務取締役 営業本部長	100% 14回/14回	20年
3	いしい けん 石井 憲 [男性 58歳]	新任	社長室長	—	—
4	ほりち かなえ 堀地 かなえ [女性 46歳]	新任	—	—	—
5	しばの ともり 柴野 智政 [男性 53歳]	再任 社外 独立	社外取締役	93% 13回/14回	2年

（注）年齢は、本株主総会終結時の情報を記載しております。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	いしだ みつる 石田 満 (1956年1月20日)	1978年4月 亀有信用金庫入庫 1995年12月 株式会社シチエ（現株式会社ゲオ） 入社 1998年10月 オーケー株式会社入社 2003年6月 同社取締役店舗運営本部長 2006年5月 同社取締役管理本部長 2010年8月 株式会社ウェアハウス （現株式会社ゲオ）入社 2011年6月 同社代表取締役社長 2014年1月 当社入社 2014年2月 当社執行役員経営企画部長 2014年8月 当社代表取締役社長（現任）	25,000株
	【取締役候補者とした理由】 石田満氏は、小売・サービス業の取締役として得た経験及び知見を踏まえ、当社の代表取締役就任後は、「銚子丸改革2.0」のスローガンを掲げて、「働き方改革」や「機械化・省力化」等を推進することで、収益性の向上に取り組んできたことから、引き続き取締役候補者となりました。		
2	ほりち はじめ 堀地 元 (1968年12月21日)	1992年4月 当社入社 2000年1月 当社事業部長 2004年1月 当社常務取締役 2018年9月 当社常務取締役営業本部長（現任）	256,000株
	【取締役候補者とした理由】 堀地元氏は、当社において長く営業部門に携わり、現在は常務取締役営業本部長として当社経営を担っており、豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。		
3	※ いし い けん 石井 憲 (1965年12月26日)	1988年4月 株式会社京樽入社 2016年3月 同社執行役員商品本部長 2018年9月 株式会社吉野家ホールディングス 執行役員 株式会社北日本吉野家代表取締役社長 2019年9月 株式会社京樽代表取締役社長 2023年9月 当社社長室長（現任）	1株
	【取締役候補者とした理由】 石井憲氏は、主に寿司業界における豊富な知見を有しており、また外食企業の代表取締役として会社経営に関する豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者となりました。		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	※ ほりち 堀地 かなえ (1978年1月4日)	2000年8月 有限会社オール・エム取締役 2003年9月 当社入社 2003年10月 株式会社オール・エフ設立 代表取締役 2011年1月 株式会社グリーン・エステート設立 代表取締役(現任) 2016年6月 有限会社オール・エム代表取締役(現任)	2,298,600株
【取締役候補者とした理由】 堀地かなえ氏は、株式会社オール・エフの代表取締役として、立ち寿司業態の運営に携わるなど、外食事業と企業経営の分野で豊富な経験を有していることから、取締役候補者となりました。			
5	しばのともりのり 柴野 智政 (1971年1月18日)	1993年4月 ボストン・コンサルティング・グループ入社 2002年9月 サントリー株式会社入社 2002年12月 株式会社エイチ・ビー・アイ (現サントリーマーケティング&コマーシャル株式会社) 転籍 取締役 2004年4月 同社常務取締役 2008年1月 株式会社サザビーリーグ入社 2009年9月 ボストン・コンサルティング・グループ入社 2013年2月 カフェ・カンパニー株式会社入社 専務取締役 2016年8月 T's Planning設立 代表(現任) 2017年5月 株式会社おいしいプロモーション (現オイシイズ株式会社) 代表取締役 2022年8月 当社社外取締役(現任) 2023年3月 スターバックスコーヒージャパン株式会社 戦略本部長(現任)	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 柴野智政氏は、コンサルティング会社において、消費財・流通関連分野を中心に経営戦略の立案、実行、支援、新規事業立ち上げ等のプロジェクトを経験した後、外食事業の起業や企業経営の実績があり、豊富な知識と経験を有していることから、引き続き社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 堀地元及び堀地かなえの2氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
4. 柴野智政氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は、柴野智政氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

6. 当社は、柴野智政氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がされた場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用が、当該保険契約によって填補されることとしております（ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、若しくは法令または規則に違反することを認識しながら意図的に違法行為を行った場合を除く）。各候補者が取締役役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名	属性等	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況	取締役在任年数
1	ながいとしひで 永井 俊秀 [男性 68歳]	再任 社外 独立	取締役 監査等委員・常勤	100% 14回/14回	2年
2	のぼるみきお 登 三樹夫 [男性 58歳]	再任 社外 独立	取締役 監査等委員	100% 14回/14回	2年
3	あわやし 栗谷 しのぶ [女性 44歳]	再任 社外 独立	取締役 監査等委員	100% 11回/11回	1年
4	おおつかまきこ 大塚 万紀子 [女性 46歳]	再任 社外 独立	取締役 監査等委員	100% 11回/11回	1年

- (注) 1. 大塚万紀子氏の戸籍上の氏名は、伊藤万紀子であります。
 2. 年齢は、本株主総会終結時の情報を記載しております。
 3. 栗谷しのぶ氏及び大塚万紀子氏は、2023年8月4日開催の第46回定時株主総会において新たに監査等委員である取締役に選任されたため、出席対象となる取締役会の回数が他の監査等委員である取締役候補者と異なっております。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	なが い とし ひで 永井俊秀 (1956年1月12日)	1978年4月 千葉県庁入庁 2007年4月 同庁健康福祉部医療整備課長 2009年4月 同庁健康福祉部健康福祉政策課長 2011年4月 同庁総務部次長 2012年4月 同庁千葉県病院局副病院局長 2014年4月 同庁千葉県人事委員会事務局長 2016年4月 千葉県国民健康保険団体連合会 常務理事 2018年4月 公益財団法人千葉県文化振興財団 理事長 2022年8月 当社社外取締役監査等委員・常勤（現任）	-株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 永井俊秀氏は、長年行政に携わった豊富な経験と知識を有しており、これを活かして当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性に鑑み、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は、株式会社ではありませんが、公益財団法人の理事長として経営に関与した経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p>			
2	のぼる みきお 登三樹夫 (1965年10月4日)	1989年8月 英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社 1994年6月 公認会計士芦澤保夫事務所 入所 1996年12月 登公認会計士事務所設立 代表就任（現任） 2001年4月 爽監査法人 代表社員（現任） 2011年7月 税理士法人みなと東京会計 代表社員（現任） 2022年8月 当社社外取締役監査等委員（現任）	-株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 登三樹夫氏は、公認会計士と税理士であり、監査・会計及び税務の専門家としての見地から当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性を鑑み、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を遂行することができるものと判断いたしました。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	あわ や 栗谷しのぶ (1980年5月13日)	2003年4月 株式会社トブコン入社 2010年12月 第二東京弁護士会登録 2010年12月 コスモス法律事務所入所 2016年1月 水野泰孝法律事務所入所 2017年6月 農林水産省食料産業局食品製造課 非常勤職員 2018年10月 一般財団法人食品安全マネジメント 協会 マネージャー 2020年2月 弁護士法人戸野・田並法律事務所(現 弁護士法人戸野・田並・小佐田法律事 務所) 入所 2022年1月 国立研究開発法人産業技術総合研究所 客員研究員(現任) 2023年4月 豊島総合法律事務所入所(現任) 2023年8月 当社社外取締役監査等委員(現任) 2024年4月 東京大学大学院法学政治学研究所附属 ビジネスロー・比較法政研究センター 特任研究員(現任)	一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>栗谷しのぶ氏は、3人のお子様をもつ弁護士であり、子育てと企業法務の専門家としての豊富な経験と知識を有するほか、食品安全管理や産業技術等に携わった経験と知識も有していることから、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的かつ多角的視点で、独立性をもって当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性に鑑み、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はございませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p>			

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	おお つか まき こ 大塚 万紀子 (1978年 5月15日)	2003年 4月 楽天株式会社入社 2006年 1月 株式会社日本アンチエイジング研究所 入社 2006年11月 株式会社ワーク・ライフバランス入社 2008年 4月 厚生労働省「ワークライフバランス事 業」検討委員 2012年 4月 情報化推進国民会議「少子高齢社会に における課題解決に向けて」特別委員会 委員 2014年 4月 内閣府「総合科学技術・イノベーショ ン会議基本計画専門調査会」委員 2014年 4月 金沢工業大学虎ノ門大学院客員教授 2015年10月 三重県「男女がいきいきと働いている 企業」知事表彰選考委員 2017年 4月 農林水産省「働く人も企業もいきいき 食品産業の働き方改革検討会」委員 2017年 8月 神奈川県地方創生推進会議評価部会委 員（現任） 2017年10月 株式会社ワーク・ライフバランス 取締役（現任） 2019年 4月 農林水産省食品戦略会議委員 2022年10月 経済産業省中小企業庁人財戦略会議委 員 2022年12月 パシフィックコンサルタンツ株式会社 社外取締役（現任） 2022年12月 東京都住宅供給公社非常勤理事 （現任） 2023年 8月 当社社外取締役監査等委員（現任）	株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>大塚万紀子氏は、コンサルティング会社において、働き方改革・ワークライフバランス関連分野に関する豊富な経験と知識を有し、政府地公体等の各種会議における有識者委員等を歴任している実績があり、ワークライフバランスと働き方改革の専門家としての見地から当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性を鑑み、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永井俊秀、登三樹夫、栗谷しのぶ及び大塚万紀子の4氏は、社外取締役候補者でありませ
3. 当社は、永井俊秀、登三樹夫、栗谷しのぶ及び大塚万紀子の4氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、永井俊秀、登三樹夫、栗谷しのぶ及び大塚万紀子の4氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
4. 当社は、永井俊秀、登三樹夫、栗谷しのぶ及び大塚万紀子の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額

としております。なお、永井俊秀、登三樹夫、粟谷しのぶ及び大塚万紀子の4氏の再任が承認された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がされた場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用が、当該保険契約によって填補されることとしております（ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、若しくは法令または規則に違反することを認識しながら意図的に違法行為を行った場合を除く）。各候補者が監査等委員である取締役を選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<ご参考>

本定時株主総会後の経営体制（予定）

当社は、会社の持続的な成長には、専門的な視点及び多様性等を備える人材を選任することが重要であると考えます。各役員（執行役員を含む）に特に期待される知見及び経験は、以下のとおりです。

氏名	役職	特に期待される知見及び経験					
		経営	業界	財務	法務	営業	C G
石田 満	代表取締役社長	●	●			●	●
石井 憲※	取締役副社長	●	●				
堀地 元	専務取締役		●			●	
堀地 かなえ※	取締役	●	●				
柴野 智政	取締役	●	●				
永井 俊秀	取締役 監査等委員・常勤	●					●
登 三樹夫	取締役 監査等委員			●			●
栗谷 しのぶ	取締役 監査等委員				●		
大塚 万紀子	取締役 監査等委員				●		
佐々木 秀信	執行役員 人財戦略本部長		●			●	
阿部 豊一	執行役員 営業本部長		●			●	
長江 敦	執行役員 経営戦略室長		●			●	
川村 淳	執行役員 DX推進本部長			●			

(注) 1. 上記一覧表は、各候補の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

2. ※は、新任の取締役候補者であります。

3. 役職については、株主総会後の取締役会にて選任予定であります。

経営： 企業経営全般

法務： 法務、労務、コンプライアンス

業界： 業界の知識・経験（外食）

営業： 営業・マーケティング

財務： 財務・会計、リスクマネジメント

C G： コーポレートガバナンス、I R活動

<ご参考>

社外取締役の独立性に関する基準

株式会社銚子丸（以下、「当社」という。）は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役（その候補者も含む。以下同じ。）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

- ①当社を主要な取引先とする者
- ②当社を主要な取引先とする会社の取締役等
- ③当社の主要な取引先である者
- ④当社の主要な取引先である会社の取締役等
- ⑤当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑥当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑦当社の10%以上の議決権を保有する会社の取締役等
- ⑧当社が10%以上の議決権を保有する会社の取締役等
- ⑨当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者
- ⑩当社から一定額を超える寄付または助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
- ⑪当社の業務執行取締役、常勤監査等委員（常勤監査等委員を選定している場合に限る。）が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の取締役等
- ⑫上記①～⑪に直近事業年度において該当していた者
- ⑬当社の取締役等の配偶者または二親等以内の親族

- (注) 1. 本独立性基準①及び②において、「当社を主要な取引先とする者（または会社）」とは、「直近事業年度におけるその者（または会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（または会社）」をいう。
2. 本独立性基準②、④、⑦、⑧、⑪及び⑬において、「取締役等」とは、「業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者」をいう。
3. 本独立性基準③及び④において、「当社の主要な取引先である者（または会社）」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（または会社）、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者（または会社）」をいう。
4. 本独立性基準⑤、⑥、⑨及び⑩において、「一定額」とは、「年間1,000万円」であることをいう。

以上

(提供書面)

事業報告

(2023年5月16日から
2024年5月15日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症から解放されて経済活動のコロナ前への正常化が進み、雇用・所得環境の改善、インバウンド需要の増加等を背景とした回復基調となりました。ウクライナや中東等で緊迫した情勢が続く中で、日米金利差拡大に伴う円安の進展やこれらを背景としてエネルギー・原料・資源コストが高騰し物価が上昇する一方で、景気回復に伴う労働力不足が顕在化するなど、国内外で先行き不安定な状況が続きました。

外食業界におきましては、コロナの呪縛から解放されてイートイン需要が急回復し、業界全体の営業活動が活発化しました。一方で、物価上昇に対する消費者の生活防衛意識が高まる中で、業界全体の価格改定の動きも抑制的なものとなりました。

このような状況において、当社は、通常の月別イベントに加え、『銚子丸47周年創業祭(2023年10月16日～同年11月15日)』、『クリスマスミートフェア(2023年11月16日～同年12月25日)』、及び『バレンタインフェア(2024年2月10日～同月14日)』等、1年を通じて時節の特別イベントを開催し、リピート客数の増大並びに新規顧客の獲得を図りました。

店舗開発につきましては、2023年6月に「すし銚子丸横浜六ツ川店」(横浜市南区)を新規に出店しました。また、2024年3月には豊洲市場に隣接して開業した豊洲場外江戸前市場【豊洲千客万来】に、日本の伝統食「鮎」を江戸と現代を融合させた空間の中で、職人の技とおもてなしの心をもってご提供する新業態「鮎Yasuke豊洲千客万来店」(東京都江東区)を新規に出店しました。一方で、雇用が逼迫する中で、限られた人的資源の有効活用と効率的な店舗網の再構築の観点から「すし銚子丸南浦和店」(2023年6月)、「同 三鷹店」(同7月)、及び「同 浦和木崎店」(同7月)を閉店しました。並行してコロナ収束後にテイクアウト需要が急減し、店舗採算の確保が難しくなった「すし銚子丸テイクアウト専門店荻窪店」(2023年6月)、「同 初台店」(同7月)、「同 落合店」(同7月)及び「同ペリエ海浜幕張店」(同10月)につ

いて、歴史的使命を終了したとの判断により順次閉店しました。この結果、当事業年度末の店舗数は88店舗となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、イートイン需要の急回復及び価格改定の定着に加え、テレビ放映をはじめとした1年間で延べ40回にわたるメディアでの紹介等が奏功し、213億60百万円（前期比10.6%増）となりました。

利益面につきましては、令和6年能登半島地震に対する災害義援金100万円、及びウクライナ難民緊急支援100万円を寄付しましたが、売上高の増加に加えて、価格改定やフルオーダー化に伴う廃棄ロス減少等による原価率の低下、及びコロナ下に推進してきた機械化・省力化等による利益体質の改善努力等が奏功し、営業利益は17億9百万円（同155.3%増）、経常利益は、17億35百万円（同118.5%増）となりました。なお、採算が悪化した店舗に係る減損損失1億74百万円を計上したこと等により当期純利益は10億73百万円（同92.3%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備

新規店舗（計2店舗）の内装設備等	343百万円
改装店舗（計9店舗）の内装設備等	478百万円

- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当社は2024年3月18日付で、ロイヤルホールディングス株式会社および双日株式会社と、米国国内においての共同事業展開を目的とする合弁会社、S U S H I - T E N U S A I n c . を設立しました。なお、当社の持株比率は33%であります。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 44 期 (2021年 5 月期)	第 45 期 (2022年 5 月期)	第 46 期 (2023年 5 月期)	第 47 期 (当事業年度) (2024年 5 月期)
売 上 高 (千円)	17,794,593	17,033,375	19,310,283	21,360,275
経 常 利 益 (千円)	864,852	1,678,691	794,451	1,735,641
当 期 純 利 益 (千円)	378,964	1,057,049	558,174	1,073,574
1株当たり当期純利益 (円)	27.66	77.16	40.75	78.33
総 資 産 (千円)	12,697,625	10,977,749	11,402,841	12,842,830
純 資 産 (千円)	6,906,018	7,883,470	8,367,773	9,309,463
1株当たり純資産 (円)	503.48	574.26	609.00	676.31

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 経営の基本方針

当社は事業を継続的に発展させていくために、経営理念であります「人間の生命を支える最も基本的な飲食を通し、より多くのお客様に、よりおいしく・よりよいサービス・より速く、をもって私達の『真心』を提供し、お客様の『感謝と喜び』を頂くことを私達の使命と致します。」を全従業員に徹底することにより企業体質の一層の強化と、商品のレベルアップ、お客様への「おもてなし」の充実を図り、この理念を実現することを経営の基本方針として取り組んでまいります。

② 優先的に対処すべき課題

コロナから解放される中で、イートイン需要が急回復し、外食業界全体の営業活動が活発化する一方で、一昨年から続く業界全体で価格改定の動きにも落ち着きが見られることから、売上は順調に推移することが期待されます。反面で、利益面では、原料・資源コストの継続的な上昇、外食業界における恒常的な人手不足による人件費の傾向的な上昇等、先行き不透明な状況が続くことが予想されます。

このような環境の下、当社は「収益構造・運営オペレーションの改革と新たな価値創造」をテーマとし、次の4項目を重点課題に掲げ、取り組んでまいります。

a. DX戦略

イートイン需要が急回復する中で、来店客数は未だ回復途上にあります。一方で人手不足の状況が深刻化し、店舗ごとの技術者（すし職人）不足も顕在化する中で、従来型の成功モデルの来店による「店舗数拡大→売上増」を迫る手法は通用しなくなりつつあります。

このような状況において、当社は、DX推進本部において、店舗オペレーションのロボティクス等による機械化・省力化、決済方法のキャッシュレス化の推進に加えて、フルオーダーシステム等から収集した各種の顧客・販売データを統合し有効活用するための共通基盤及び基幹・周辺システムの構築を進め、販売促進や消費・サービスの高度化に注力してまいりました。このような中で、2023年11月にネイティブアプリ「縁アプリ」を導入し、登録会員数の増強に努めるとともに、これを活用したダイレクトマーケティングを新たに展開することにより、来店客数の増大を図ってまいりました。

今後は、共通基盤及び縁アプリの機能拡張・サービスの高度化による集客力の更なる強化を図るとともに、仕入マスタ・メニューマスタ等の各種マスタの一元管理や外部システムとの連携を目的とした統合データ基盤の構築に注力することで、よりムリのないオペレーション、よりムラのないサービス、よりムダのない食材管理を実現し、利益の最大化を目指してまいります。

b. 人財戦略

外食業界の人手不足の深刻化は不可避となっています。これに対して、当社は、人財戦略本部において、人を増やす「採用」、技術者を育てる「育成」、辞めない職場を作る「リテンション」を3つのテーマとし優秀な人財確保を推進しております。この一環として、2024年2月には、コロナ下で抑制を余儀なくされた正社員に対する給与について職位等にかかわらず一律30,000円の引き上げを実施しました。

また、同本部に女性活躍推進担当を配置し、女性が働きやすい職場環境及びキャリアアップ支援体制の整備と女性正社員の採用数の増加、及び女性店長・女性管理職の積極的な登用に取り組んでおります。

今後は、3つのテーマの充実に加え、店舗の運営手法をモデル化し、それに則した適正かつ効率的な営業を可能にする教育プログラムの確立と、その実践に注力してまいります。また、経営理念に基づく目指すべき姿をモデル店として具現化し、全従業員が体感・共感・共有できる研修環境を整備し全店に波及させることで、幅広い人財が活躍できる土壌の形成と誰もが挑戦できる社風づくりに努めてまいります。

c. 店舗戦略

一都三県のロードサイドを中心とした「すし銚子丸」、都心部商業施設並びに郊外型大規模商業施設を中心とした「すし銚子丸雅」に加えて、2024年3月には、インバウンド集客が見込める都心部施設に「鮨Yasuke」を新たに outlets しました。これらブランドについては、その特性に合致した物件候補地を厳選し、特に神奈川地区をはじめとする未出店エリアでの outlets を強化し、新規顧客層の獲得を図ってまいります。併せて、新たに高級江戸前立ち寿司店にも挑戦してまいります。

なお、立ち寿司業態である「江戸前すし百萬石」ブランドについては多店舗展開できるモデルを模索してまいります。

既存店については、人件費をはじめ様々な経費の上昇に耐え得る収益性を確保するために、席数増加・作業性・イメージアップ・省力化を重視した大規模・中規模改装を計画的に実施してまいります。並行して、不採算店舗の退店及び好立地へのリロケーションを推進することで、利益体質の強化に努めてまいります。

d. 米国外食市場における新たな価値創造

今後の人口減少に伴う国内市場の縮小を背景に、外食の分野においても海外成長市場への進出は喫緊の課題となっております。海外市場の中でも米国は市場規模の大きさとともに多様な食文化を享受し、特に日本の食文化に対する需要も高く、外食事業者にとって魅力的な市場と考えております。

このような状況に対応するために、当社は、ロイヤルホールディングス株式会社、及び双日株式会社との3社にて、米国での共同事業展開に関する合弁事業契約を締結し、2024年3月に現地（カリフォルニア州トーランス市）に合弁会社を設立いたしました。米国における日本食レストランは堅調な増加傾向にあり、特にカリフォルニア州はロサンゼルスなどの大都市を中心に米国最大の日本食レストラン数を誇り、日本人移民の歴史も長く、特にロサンゼルスは日本食レストランの多様性に富み、寿司ブームなど、米国の日本食ブームの火付け役としての役割を果たしています。まずは同エリアで現地の嗜好を確認しながら新業態のブラッシュアップを図り、各社の事業分野での強みを生かし、単独では成し得ない新たな価値を創造することを目指してまいります。

以上のとおり、「DX推進」、「人財確保」及び「店舗開発」への傾斜的な投資により収益構造・運営オペレーションの改革を推進することで利益の最大化を実現し、更なる投資余力を生み出し、これを再投資することで更なる売上増加と利益の拡大を循環させる「サステナブル（継続可能）企業」の確立を目指してまいります。併せて米国外食市場における3社協業による新たな価値を創造し、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年5月15日現在）

当社は、同業他社の低価格回転寿司店との差別化を図るために、より上質な商品とサービスを、よりお得感のある価格帯にて提供するグルメ回転寿司業態として、「すし銚子丸」を中心ブランドとして直営店のみによる多店舗展開を行っております。

具体的には、2014年に顧客の多様な寿司へのニーズに応えることで企業価値向上を図ることを目的として、江戸前寿司の味と技をグルメ回転寿司事業に継承させるべく、立ち寿司業態の「江戸前すし百萬石」ブランドを買収しております。これに加えて「すし銚子丸」の良さである本格江戸前寿司のスタイルを踏襲しつつ、今の時代に合ったシステムを導入した進化型姉妹ブランド店「すし銚子丸 雅」と、日本の伝統食「鮎」を江戸と現代を融合させた空間のなか、職人の技とおもてなしの心をもって商品・サービスをご提供する姉妹ブランド店「鮎 Yasuke」を運営しております。

(6) 主要な営業所 (2024年5月15日現在)

《千葉県》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社 事 務 所	千葉県美浜区	すし 銚子丸 新松戸店	千葉県松戸市
すし 銚子丸 浦安店	千葉県浦安市	すし 銚子丸 南柏店	千葉県柏市
すし 銚子丸 横芝店	千葉県山武郡	すし 銚子丸 東金店	千葉県東金市
すし 銚子丸 粟田台店	千葉県船橋市	すし 銚子丸 佐倉店	千葉県佐倉市
すし 銚子丸 八街店	千葉県八街市	すし 銚子丸 市原店	千葉県市原市
すし 銚子丸 市川店	千葉県市川市	すし 銚子丸 茂原店	千葉県茂原市
すし 銚子丸 高洲店	千葉県美浜区	すし 銚子丸 木更津店	千葉県木更津市
すし 銚子丸 行徳店	千葉県市川市	すし 銚子丸 南船橋店	千葉県船橋市
すし 銚子丸 東寺山店	千葉県若葉区	すし 銚子丸 富里店	千葉県富里市
すし 銚子丸 桜木店	千葉県若葉区	すし銚子丸酒々井プレミアム・アウトレット店	千葉県印旛郡
すし 銚子丸 西船橋店	千葉県船橋市	すし銚子丸千葉ニュータウン店	千葉県印西市
すし 銚子丸 大和田店	千葉県市川市	江戸前すし百萬石幸町店	千葉市美浜区
すし 銚子丸 蘇我店	千葉県中央区	すし 銚子丸 松戸岩瀬店	千葉県松戸市
すし 銚子丸 柏店	千葉県柏市	すし 銚子丸 大網白里店	千葉県大網白里市
すし 銚子丸 北習志野店	千葉県船橋市	すし 銚子丸 雅イオンスタイル 幕張ベイパーク店	千葉市美浜区
すし 銚子丸 千葉駅前店	千葉県中央区	すし 銚子丸 雅習志野店	千葉県船橋市
すし 銚子丸 八柱店	千葉県松戸市	すし 銚子丸 雅テラスモール松戸店	千葉県松戸市
すし 銚子丸 鎌ヶ谷店	千葉県鎌ヶ谷市	すし 銚子丸 コトエ流山おおたかの森店	千葉県流山市
すし 銚子丸 成田店	千葉県成田市	すし 銚子丸 宮野木店	千葉市花見川区
すし 銚子丸 志津店	千葉県佐倉市		

《東京都》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
すし 銚子丸 みずえ店	東京都江戸川区	すし 銚子丸 多摩ニュータウン店	東京都八王子市
すし 銚子丸 南小岩店	東京都江戸川区	すし 銚子丸 立川店	東京都立川市
すし 銚子丸 竹の塚店	東京都足立区	すし 銚子丸 八王子店	東京都八王子市
すし 銚子丸 立石店	東京都葛飾区	すし 銚子丸 調布店	東京都調布市
すし 銚子丸 赤羽店	東京都北区	すし 銚子丸 大井店	東京都品川区
すし 銚子丸 豊玉南店	東京都練馬区	すし 銚子丸 経堂店	東京都世田谷区
すし 銚子丸 保木間店	東京都足立区	すし 銚子丸 日野店	東京都八王子市
すし 銚子丸 宇喜田店	東京都江戸川区	すし 銚子丸 武蔵小金井店	東京都小金井市
すし 銚子丸 西新井店	東京都足立区	すし 銚子丸 三鷹新川店	東京都三鷹市
すし 銚子丸 高島平店	東京都板橋区	すし 銚子丸 杉並宮前店	東京都杉並区
すし 銚子丸 光が丘店	東京都練馬区	すし 銚子丸 東大和店	東京都東大和市
すし 銚子丸 大泉インター店	東京都練馬区	すし 銚子丸 南千住店	東京都荒川区
すし 銚子丸 板橋東新町店	東京都板橋区	すし 銚子丸 狛江店	東京都狛江市
すし 銚子丸 亀戸店	東京都江東区	すし 銚子丸 木場店	東京都江東区
すし 銚子丸 綾瀬店	東京都足立区	すし 銚子丸 雅アリオ亀有店	東京都葛飾区
すし 銚子丸 南大泉店	東京都練馬区	すし 銚子丸 小石川店	東京都文京区
すし 銚子丸 花小金井店	東京都小平市	鯨Yasuke 豊洲千客万来店	東京都江東区
すし 銚子丸 町田店	東京都町田市		

《埼玉県》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
すし 銚子丸 南越谷店	埼玉県越谷市	すし 銚子丸 川口店	埼玉県川口市
すし 銚子丸 ひばりが丘店	埼玉県新座市	すし 銚子丸 川越店	埼玉県川越市
すし 銚子丸 北浦和店	さいたま市中央区	すし 銚子丸 見沼店	さいたま市見沼区
すし 銚子丸 上尾店	埼玉県上尾市	すし 銚子丸 春日部ふじ通り店	埼玉県春日部市
すし 銚子丸 所沢店	埼玉県所沢市	すし 銚子丸 草加花栗店	埼玉県草加市

《神奈川県》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
すし 銚子丸 日吉店	横浜市港北区	すし 銚子丸 武蔵小杉店	川崎市中原区
すし 銚子丸 横浜都筑店	横浜市都筑区	すし 銚子丸 横浜六ツ川店	横浜市内南区
すし 銚子丸 川崎中原店	川崎市中原区		

(注) 当事業年度において開設した店舗は、以下の2店舗であります。

すし 銚子丸 横浜六ツ川店、鯨Yasuke 豊洲千客万来店

当事業年度において閉鎖した店舗は、以下の7店舗であります。

すし 銚子丸 南浦和店、すし 銚子丸 三鷹店、すし 銚子丸 浦和木崎店、すし 銚子丸 テイクアウト専門店荻窪店、すし 銚子丸 テイクアウト専門店初台店、すし 銚子丸 テイクアウト専門店落合店、すし 銚子丸 テイクアウト専門店ペリエ海浜幕張店

(7) 使用人の状況 (2024年5月15日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
491 (996) 名	23 (34) 名	43.1歳	10.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年5月15日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社三菱UFJ銀行	108,000
株式会社千葉銀行	60,000
株式会社みずほ銀行	30,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2024年5月15日現在）

- (1) 発行可能株式総数 54,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,518,000株（自己株式794,413株を含む。）
- (3) 株主数 8,445名（前事業年度末比496名増）
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
有限会社オール・エム	3,920,000	28.56
堀地 かなえ	2,298,600	16.75
堀地 ヒロ子	1,924,400	14.02
堀地 元	256,000	1.87
銚子丸社員持株会	133,300	0.97
J.P.Morgan Securities plc	69,136	0.50
BNP PARIBAS NEW YORK BRANCH - PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACCOUNT	64,400	0.47
ML INTL EQUITY DERIVATIVES	55,600	0.41
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	39,858	0.29
野村証券株式会社	27,697	0.20

- (注) 1. 当社は、自己株式を794,413株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		株式会社銚子丸 第6回2024年新株予約権	
発行決議日		2024年1月29日	
新株予約権の数		1,010個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 50,500株 (新株予約権1個につき50株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり83,200円 (1株当たり1,664円)	
権利行使期間		2026年2月16日から 2029年2月15日まで	
行使の条件		新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。(注1)	
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数	1,010個
		目的となる株式数	50,500株
		交付者数	360人

(注) 1. 新株予約権者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、未行使の本新株予約権全部を放棄したものとみなす。

- (1) 新株予約権割当契約の規定に違反した場合
- (2) 当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社をいう。以下同じ）の役員又は従業員、その他これに準ずる社員（嘱託社員、パート社員等をいう。以下同じ）のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、当社又は当社の関係会社の役員を任期満了により退任した場合、定年又は会社都合により当社又は当社の関係会社の従業員の地位を喪失した場合、及び当社が正当な理由があると認めた場合を除く。
- (3) 当社の取締役会が本新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた事由が生じた場合
- (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く）の役員、従業員、代理人、嘱託（派遣社員を含む）、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントに就いた場合
- (5) 死亡した場合
- (6) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合
- (7) 破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合

- (8) 前各号のいずれかの規定の適用がある場合を除き、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員、その他これに準ずる社員のいずれにも該当しなくなった日から1年経過した場合
 - (9) その他、居住する国又は地域の法令等の制限により、本新株予約権の行使が禁止される場合又はかかる権利行使に際して当社に届出義務等が課される場合
2. 2024年5月15日現在において交付時より新株予約権の数が4個減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。
- ・退職による減少分 4個

(3) **その他新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2024年 5月15日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 田 満	
取締役会長	堀 地 ヒロ子	有限会社オール・エム 取締役
常務取締役	堀 地 元	営業本部長
取締役	仁 科 善 生	管理本部長 SUSHI-TEN USA Inc. 取締役
取締役	佐々木 秀 信	人財戦略本部長
取締役	阿 部 豊 一	営業本部長補佐
取締役	柴 野 智 政	T's Planning 代表 スターバックスコーヒージャパン株式会社 戦略本部長
取締役 (監査等委員・常勤)	永 井 俊 秀	
取締役 (監査等委員)	大 島 有 紀 子	大島有紀子法律事務所 所長 法務省人権擁護委員
取締役 (監査等委員)	登 三 樹 夫	登公認会計士事務所 代表 爽監査法人 代表社員 税理士法人みなと東京会計 代表社員
取締役 (監査等委員)	栗 谷 し の ぶ	国立研究開発法人産業技術総合研究所 客員研究員 豊島総合法律事務所 弁護士 東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネス スロー・比較法政研究センター 特任研究員
取締役 (監査等委員)	大 塚 万 紀 子	神奈川県地方創生推進会議評価部会委員 株式会社ワーク・ライフバランス 取締役 パシフィックコンサルタンツ株式会社 社外取締役 東京都住宅供給公社非常勤理事

- (注) 1. 取締役柴野智政氏並びに取締役 (監査等委員) 永井俊秀氏、大島有紀子氏、登三樹夫氏、栗谷しのぶ氏及び大塚万紀子氏は社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 登三樹夫氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、永井俊秀氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役柴野智政氏並びに取締役 (監査等委員) 永井俊秀氏、大島有紀子氏、登三樹夫氏、栗谷しのぶ氏及び大塚万紀子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2023年8月4日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって、中嶋克久氏及び守屋達雄氏は取締役 (監査等委員) を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外取締役（監査等委員）との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がされた場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、若しくは法令または規則に違反することを認識しながら意図的に違法行為を行った場合には、填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役及び監査等委員の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

株式会社銚子丸（以下、「当社」という。）の取締役の報酬は、短期のみならず中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、多様で優秀な人材を確保できるよう、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、及び非金銭報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会の決議により定められた取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員であ

る取締役それぞれの報酬限度額の範囲内において、業績、役位ごとの職責、貢献度、経営環境、同業他社及び他業種同規模他社の報酬水準、並びに従業員に対する処遇との整合性等を考慮しながら、定時株主総会終了後速やかに決定するものとする。

- c. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるための中長期的なインセンティブとして、株主総会の決議により定められた取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬限度額の範囲内において、業績、役位ごとの職責、貢献度、経営環境、同業他社及び他業種同規模他社の報酬水準、並びに従業員に対する処遇との整合性等を考慮しながら、定時株主総会終了後1か月以内に開催する取締役会で決定するものとする。

- d. 基本報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、後述 f. の報酬委員会において検討を行う。取締役会（後述 e. の委任を受けた代表取締役社長）は報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が各取締役の基本報酬の額の決定について委任を受けるものとする。当該権限を適切に行使するために、代表取締役社長は個人別の報酬額案を起案し、報酬委員会にこれを諮問して答申を得るものとし、当該答申内容を尊重して決定することとする。

非金銭報酬は、代表取締役社長が個人別の割当株式数案を起案し、報酬委員会にこれを諮問して答申を得るものとし、当該答申内容を踏まえて取締役会で決議することとする。

なお、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

- f. 報酬委員会に関する事項

報酬委員会は、独立社外取締役全員、代表取締役社長及び取締役会長で構成するものとし、委員長は独立社外取締役のうち1名をもって選任するものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	124,650 (4,200)	124,650 (4,200)	－ (－)	－ (－)	7 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	23,500 (23,500)	23,500 (23,500)	－ (－)	－ (－)	7 (7)
合 計 (うち社外取締役)	148,150 (27,700)	148,150 (27,700)	－ (－)	－ (－)	14 (8)

- (注) 1. 上表には、2023年8月4日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員) 2名 (うち社外取締役2名) を含んでおります。
2. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であります。新型コロナウイルス感染症で業績が不透明なことを鑑み、当事業年度は割当てしておりません。なお、割当ての際の条件等は、「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」としておりあります。
4. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、年額200,000千円以内 (うち社外取締役20,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。さらに、上記報酬枠とは別枠で、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の限度額として年額100,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は4名 (うち、社外取締役0名) です。
5. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は4名 (うち、社外取締役4名) です。
6. 取締役会は、代表取締役社長石田満に対し、各取締役 (監査等委員を除く) の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会に諮問し、答申内容を踏まえて決定しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役柴野智政氏は、T's Planningの代表、並びにスターバックスコーヒージャパン株式会社の戦略本部長を兼職しております。なお、当社はT's Planning、並びにスターバックスコーヒージャパン株式会社との間には特別の関係はありません。
 - ・社外取締役（監査等委員）大島有紀子氏は、大島有紀子法律事務所の所長、並びに法務省人権擁護委員を兼職しております。なお、当社は大島有紀子法律事務所、並びに法務省との間には特別の関係はありません。
 - ・社外取締役（監査等委員）登三樹夫氏は、登公認会計士事務所の代表、爽監査法人の代表社員、並びに税理士法人みなと東京会計の代表社員を兼職しております。なお、当社は登公認会計士事務所、爽監査法人、並びに税理士法人みなと東京会計との間には特別の関係はありません。
 - ・社外取締役（監査等委員）栗谷しのぶ氏は、国立研究開発法人産業技術総合研究所客員研究員、豊島総合法律事務所の弁護士及び東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センターの特任研究員を兼職しております。なお、当社は、国立研究開発法人産業技術総合研究所、豊島総合法律事務所並びに東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センターとの間には特別の関係はありません。
 - ・社外取締役（監査等委員）大塚万紀子氏は、神奈川県地方創生推進会議評価部会委員、株式会社ワーク・ライフバランスの取締役、パシフィックコンサルタンツ株式会社の社外取締役及び東京都住宅供給公社非常勤理事を兼職しております。なお、当社は株式会社ワーク・ライフバランスとコンサルティング契約を締結しておりますが、直近事業年度における当社の売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であります。また、神奈川県、パシフィックコンサルタンツ株式会社、並びに東京都住宅供給公社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
柴野智政 社外取締役	当事業年度開催の取締役会には14回中13回出席いたしました。会社経営者として長年培ってきた豊富な経験・見地から、特に外食事業に対して有益な発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
永井俊秀 社外取締役 監査等委員 (常勤)	当事業年度開催の取締役会には14回中14回、監査等委員会には18回中18回出席いたしました。主に行政官及び公益財団法人経営経験者として長年培ってきた豊富な経験・見地から、当社のコーポレート・ガバナンスに関して有用な情報提供、発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、常勤の監査等委員として、経営会議等の主要な会議にオブザーバーとして毎回参加し、必要に応じて意見を述べるとともに、当社の経営課題に対する社外役員間での認識共有を図るなど、監査等委員会における監査全体のまとめ役としての役割を果たしております。
大島有紀子 社外取締役 監査等委員	当事業年度開催の取締役会には14回中14回、監査等委員会には18回中18回出席いたしました。主に弁護士として長年培ってきた豊富な経験・見地から、当社のコンプライアンス上有用な発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
登三樹夫 社外取締役 監査等委員	当事業年度開催の取締役会には14回中14回、監査等委員会には18回中18回出席いたしました。主に公認会計士及び税理士として長年培ってきた豊富な経験・見地から、当社の財務・会計及び税務に関して有用な情報提供、発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
栗谷しのぶ 社外取締役 監査等委員	2023年8月4日就任以降に開催された取締役会には11回中11回、監査等委員会には13回中13回出席いたしました。主に弁護士として長年培ってきた豊富な経験・見地から、当社のコンプライアンス上有用な発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
大塚万紀子 社外取締役 監査等委員	2023年8月4日就任以降に開催された取締役会には11回中11回、監査等委員会には13回中13回出席いたしました。ワークライフバランスと働き方改革の専門家として長年培ってきた豊富な経験・見地から、特に働き方、多様性、女性活躍推進に関して有用な情報提供、発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・会計監査人としての報酬等の額 24,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は日本監査役協会が公表しています「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に、社内関係部署及び会計監査人から入手した情報に基づいて、会計監査人の当事業年度の「監査計画」の内容についてその適切性・妥当性を検討するとともに、前事業年度の監査計画における監査時間と実績とを対比する等の分析を通じて、当事業年度の監査計画における「監査時間」と「報酬単価」について検討した結果、会計監査人としての報酬等の額が妥当と認められたことから同意したものであります。

・当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 24,000千円

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年5月15日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,075,579	流 動 負 債	3,032,214
現金及び預金	6,585,878	買 掛 金	658,450
売 掛 金	973,790	短 期 借 入 金	198,000
原材料及び貯蔵品	265,700	未 払 金	1,422,354
前 払 費 用	86,944	未 払 法 人 税 等	454,232
そ の 他	163,266	預 り 金	131,160
固 定 資 産	4,767,250	契 約 負 債	29,085
有 形 固 定 資 産	2,618,588	前 受 収 益	17,190
建 物	1,754,621	賞 与 引 当 金	89,000
構 築 物	36,956	株 主 優 待 引 当 金	24,457
車 両 運 搬 具	8,322	ポ イ ン ト 引 当 金	8,283
工 具 器 具 備 品	745,829	固 定 負 債	501,152
土 地	71,907	長 期 未 払 金	153,000
建 設 仮 勘 定	951	資 産 除 去 債 務	339,152
無 形 固 定 資 産	354,096	そ の 他	9,000
ソ フ ト ウ ェ ア	236,928	負 債 合 計	3,533,366
ソフトウェア仮勘定	112,936	純 資 産 の 部	
そ の 他	4,231	株 主 資 本	9,281,386
投 資 其 他 の 資 産	1,794,565	資 本 金	100,000
投 資 有 価 証 券	20,000	資 本 剰 余 金	478,248
出 資 金	140	資 本 準 備 金	236,829
関 係 会 社 株 式	306,702	そ の 他 資 本 剰 余 金	241,418
長 期 前 払 費 用	7,714	利 益 剰 余 金	9,379,148
繰 延 税 金 資 産	447,684	利 益 準 備 金	150
敷 金 及 び 保 証 金	845,503	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,378,998
そ の 他	166,820	別 途 積 立 金	150
資 産 合 計	12,842,830	繰 越 利 益 剰 余 金	9,378,848
		自 己 株 式	△676,010
		新 株 予 約 権	28,077
		純 資 産 合 計	9,309,463
		負 債 純 資 産 合 計	12,842,830

損 益 計 算 書

（ 2023年5月16日から
2024年5月15日まで ）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		21,360,275
売 上 原 価		8,281,307
売 上 総 利 益		13,078,967
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,369,959
営 業 利 益		1,709,008
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,003	
協 賛 金 収 入	6,210	
仕 入 割 引	4,773	
受 取 賃 貸 料	3,473	
受 取 保 険 金	1,382	
雇 用 調 整 助 成 金	108	
そ の 他	11,124	28,076
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	421	
支 払 補 償 費	991	
そ の 他	29	1,443
経 常 利 益		1,735,641
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	480	
新 株 予 約 権 戻 入 益	2,831	3,312
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	23,549	
減 損 損 失	174,198	197,748
税 引 前 当 期 純 利 益		1,541,205
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		548,448
法 人 税 等 調 整 額		△80,816
当 期 純 利 益		1,073,574

株主資本等変動計算書

（ 2023年5月16日から
2024年5月15日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
						別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2023年5月16日 残高	100,000	236,829	232,931	469,761	150	150	8,469,656	8,469,956	△697,275	8,342,442
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△164,382	△164,382		△164,382
当期純利益							1,073,574	1,073,574		1,073,574
自己株式の取得									△134	△134
自己株式の処分			8,486	8,486					21,400	29,887
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）										-
事業年度中の変動額合計	-	-	8,486	8,486	-	-	909,191	909,191	21,265	938,944
2024年5月15日 残高	100,000	236,829	241,418	478,248	150	150	9,378,848	9,379,148	△676,010	9,281,386

	新株予約権	純資産合計
2023年5月16日 残高	25,331	8,367,773
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△164,382
当期純利益		1,073,574
自己株式の取得		△134
自己株式の処分		29,887
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	2,745	2,745
事業年度中の変動額合計	2,745	941,689
2024年5月15日 残高	28,077	9,309,463

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年7月3日

株式会社銚子丸
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 堀井秀樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 城市武志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社銚子丸の2023年5月16日から2024年5月15日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年5月16日から2024年5月15日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に基づいて整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等から、また重要な不備はない旨の報告をEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年7月4日

株式会社 銚子丸 監査等委員会

監査等委員（常勤）	永井俊秀 ㊟
監査等委員	大島有紀子 ㊟
監査等委員	登三樹夫 ㊟
監査等委員	粟谷しのぶ ㊟
監査等委員	伊藤万紀子 ㊟ (大塚万紀子)

- (注) 1. 監査等委員5名は、いずれも会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 監査等委員伊藤万紀子氏は、通称として大塚万紀子を使用しております。

以上

株主総会会場のご案内

場 所 千葉県千葉市美浜区ひび野二丁目120番 3
ホテルニューオータニ幕張 2階 「鶴 西の間」
T E L (043) 297-7777 (代表)



交通

J R 京葉線・武蔵野線海浜幕張駅南口より徒歩約 5 分
(J R 海浜幕張駅まで J R 東京駅より約 40 分、西船橋駅より約 12 分)
J R 総武線・京成電鉄幕張本郷駅よりバスで約 15 分
タウンセンターバス停下車徒歩約 3 分

【お願い】

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。